参考 送迎時の自家用車使用規定の例

〇〇市ファミリー・サポート・センター 自家用車使用規定

第１条（目的）

この規定は、提供会員の所有する（リース使用含む）車両（以下「自家用車」という。）を送迎に使用する場合

の取扱いについて定める。

第２条（所管）

この規定に定める事務の取扱いは、○○市ファミリー・サポート・センター（以下、「センター」という）の所管とする。

第３条（自家用車使用許可基準）

送迎サービスの提供に自家用車使用を許可する基準は、次の通りとする。

（1）使用する車両が提供会員自身又は提供会員家族の所有車（リース使用含む）であること。

（2）送迎距離、公共交通の有無、依頼内容等を勘案し、センターが必要と認めること。

（3）提供会員が直近１年間で複数回の交通事故を惹起していないこと。

（4）車両が整備されたものであること。

（5）次の種類の自動車保険に加入していること。

①自動車損害賠償責任保険

②自動車保険（任意保険）

・対人賠償 無制限

・対物賠償 無制限

第４条（自家用車使用許可申請）

送迎に自家用車を使用する提供会員は、あらかじめ自家用車使用申請書に必要事項を記入し、センターへ提出すること。

申請書には次のものを添付する。

①自動車検査証の写

②加入済自動車保険証券の写

２ 　自家用車使用許可の有効期間は１年とし、有効期間満了時に再申請しなければならない。

第５条（順守事項）

提供会員は、次のような運転行為、禁止行為をしてはならない。

（1）飲酒運転

（2）速度違反運転

（3）過労、居眠運転

（4）駐停車違反、放置駐車

（5）その他道路交通法で禁止されている運転

（6）不正請求、白タク行為

第６条（事故報告）

提供会員は、交通事故が発生した場合、直ちに警察への報告等の対応をするとともに、センターへ事故内容等

を詳細に報告しなければならない。

第７条（事故処理）

送迎で使用を許可された自家用車が、私用運転中に起こした事故については、センターは一切その責任を負わない。

第８条（移動サービス事業者向け自動車保険）

　送迎中の賠償事故および自家用車の損害については、センターが加入している移動サービス事業者向け自動車保険（対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・移動サービス事業者向け人身傷害保険特約・車両搬送・緊急時応急対応費用に関する特約（移動サービス用））で対応することができる※。

　ただし、補償されない内容他、提供会員の希望により、会員自身で自家用車に付保した自動車保険で処理することもできる。※車両保険ありタイプは車両保険を記載してください。（不要な場合は、赤部分は消す）

２ 移動サービス自動車保険期間は、センターと保険会社との契約期間とする。

第９条（届出の義務）

次の各号に該当したときは、すみやかに所属長に届け出なければならない。

（1）申請書の記載事項に変更があったとき

（2）活動中に、交通事故および違反を起こしたとき

（3）自家用車使用をやめるとき

第10条（許可の取消）

この規定に違反した場合は、今後、自家用車での送迎の活動を認めないものとする。

第11条（改正）

本規定中、実情にそぐわない部分が生じたときには改正する。

付 則 この規定は、2021年５月１日より施行する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上